

令和五年度職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和五年九月一日

東京都知事 小池 百合子

一 試験を実施する職種

全職種

二 試験の科目

試験は、実技試験及び学科試験について行い、その科目は、次のとおりとする。

職種	実技試験 の科目	学科試験の科目
全職種 (理容科 及び美容 科を除く 。)	なし	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規。以下同じ。）

理容科 理容

一 指導方法

二 関連学科

1 系基礎学科

① 理容・美容技術概論（器具取扱い及び基礎技術）

② 衛生管理（公衆衛生、環境衛生、感染症及び衛生管理技術）

③ 保健（人体（頭部・顔部・頸部）の構造や機能及び皮膚や皮膚付属器官の構造・機能・保健衛生・疾患）

- ④ 化粧品化学
 - ⑤ 運営管理（経営・労務管理及び接客法）
 - ⑥ 安全衛生（産業安全、労働衛生、労働災害及び関係法規）
- 2 専攻学科
- 理容理論（文化論、理容技術理論及び関係法規・制度）
- 美容科 美容
- 一 指導方法
- 二 関連学科
- 1 系基礎学科
- ① 理容・美容技術概論（器具取扱い及び基礎技術）
 - ② 衛生管理（公衆衛生、環境衛生、感染症及び衛生管理技術）
 - ③ 保健（人体（頭部・顔部・頸部）の構造や機能及び皮膚や皮膚付属器官の構造・機能・保健衛生・疾患）
 - ④ 化粧品化学
 - ⑤ 運営管理（経営・労務管理及び接客法）
 - ⑥ 安全衛生（産業安全、労働衛生、労働災害及び関係法規）
- 2 専攻学科
- 美容理論（文化論、美容技術理論及び関係法規・制度）
- 三 実技試験及び学科試験の免除
- 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十六条及び附則第十条の規定に該当する者は、実技試験及び学科試験の一部又

は全部の免除を受けることができる。

四 受験資格

- (一) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
- (1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者
 - (2) 職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者
 - (3) 昭和四十五年労働省告示第十七号（職業訓練指導員試験の受験資格）に規定する者
- (二) 指導方法のみを受験する者は、(一)の規定に加え、次に該当する者とする。
職業能力開発促進法施行規則第四十六条により、実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者
- (三) (一)及び(二)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

五 試験日時及び場所

(一) 実技試験

理容科及び美容科 令和六年一月十六日（火曜日）午後一時四十五分から
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校
人材育成プラザ

(二) 学科試験

指導方法 令和六年一月十三日（土曜日）午前十時から
東京工科大学蒲田キャンパス三号館（大田区西蒲田五丁目二十三番二十二号）

系基礎学科（理容科・美容科）	令和六年一月十六日（火曜日）午前十時から 東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校 人材育成プラザ
専攻学科（理容科・美容科）	令和六年一月十六日（火曜日）午前十一時三十分 から 東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校 人材育成プラザ

(三) 予備日

天災その他の事情により公共交通機関に大規模な運休が見込まれる場合などには、試験を延期して予備日に実施する。

- (1) 上記(二)のうち令和六年一月十三日（土曜日）に実施する試験の予備日
令和六年一月二十日（土曜日）（時刻・場所に変更なし）
- (2) 上記(一)及び(二)のうち令和六年一月十六日（火曜日）に実施する試験
の予備日
令和六年一月三十日（火曜日）（時刻・場所に変更なし）

六 受験申請の手続

(一) 提出書類

- (1) 職業訓練指導員試験受験申請書、写真二枚（縦四センチメートル、横三センチメートル、申請前六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽のもの）、身分証明書の写し及び受験資格を証明する書類（卒業証明書若しくは修了証明書、各種免許証の写し若しくは合格証明書又は実務経験証明書）
- (2) 実技試験及び学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 提出書類の受付期間

郵送又は電子申請による提出書類のみ受け付ける。

令和五年十月十八日（水曜日）から同月二十四日（火曜日）（当日消印有効）まで

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に簡易書留で郵送すること。

郵便番号一六三 - 八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号東京都庁第一本庁舎

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課技能評価担当

(四) 受験手数料

(1) 受験手数料は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、実技試験又は学科試験の一部免除を受けることができる者にあつては、受験に係る額とする。

ア 実技試験

理容科 一万五千八百円

美容科 一万五千八百円

イ 学科試験

全職種 三千百円

(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千元

(五) 受験票

令和五年十二月中旬頃までに郵送する。

(六) その他

受験申請書用紙及び受験案内は、東京都産業労働局雇用就業部能力開発課において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

七 合否判定の基準

- (一) 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (二) 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合（(一)に該当する場合を除く。）は、実技試験に限り合格とする。
- (三) 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（(一)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
- (四) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（(一)に該当する場合を除く。）は、当該学科試験に限り合格とする。

八 合格発表及び合否の通知

合格者は、令和六年二月十四日（水曜日）に東京都ホームページ内、T O K Y O はたらくネット(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>)に掲載する。

また、受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

九 その他

詳細は、受験案内及び東京都ホームページ内、T O K Y O はたらくネットに掲載する。

十 問合せ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課

電話〇三（五三二〇）四七一七